

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の高齢化が急速に進行する中、平成 27（2015）年には団塊の世代（昭和 22～24 年に生まれた人）がすべて 65 歳以上となり、平成 27 年 10 月 1 日現在、高齢化率 26.7%、高齢者人口は 3,392 万人となっています。さらに、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年からは、さらに高齢化が加速することが予想されています。

岩見沢市においては、平成 29 年 10 月 1 日現在、高齢化率は 34.1%に達しており、平成 37 年には 38.7%まで上昇すると予想されています。

介護を社会全体で支え合う制度として平成 12 年度に創設された介護保険制度は、市民の生活に定着してきており、本市においては、この間、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を 6 期にわたって策定し、対応してきました。2025 年に向けては、介護を必要とする高齢者の増加や認知症高齢者の増加が予想され、介護サービスへの期待は、さらに高まると考えられますが、支え手となる世代が減少する中、介護サービスだけで高齢者を支えることは難しくなっています。

そのため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、地域の限りある資源を活用した効率的・効果的な仕組みづくりが必要になっています。

そこで、第 6 期計画からは、医療、介護、介護予防、住まい、及び自立した日常生活の支援を一体的に提供できる体制である、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを推進してきました。

今後も、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくために、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、互いに支え合う「自助・互助・共助・公助」の考え方に立った、地域全体で支え合う仕組みづくりとなる「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となります。

また、子育てと介護を同時に抱えるダブルケアや、高齢者が高齢者を介護する老老介護の問題、18 歳未満のヤングケアラーを含む 29 歳以下の若者介護の問題、生活困窮世帯の増加等の複合的な課題が増加する中、地域における高齢者支援を目的としてスタートした地域包括ケアの仕組みを活用し、地域の関係者が様々な課題に分野を超えて包括的に対応する、「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進めることも求められているところです。

この「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）」は、2025 年を見据えた中長期的な「地域包括ケア計画」の 2 期目の計画として、第 6 期計画におい

第1章 計画の概要

て取り組んできた様々な施策の成果や課題を踏まえ、高齢者に関する保健福祉施策を総合的・体系的に展開することにより岩見沢市の地域包括ケアシステムを深化・発展させるとともに、地域共生の社会づくりを推進するための計画です。

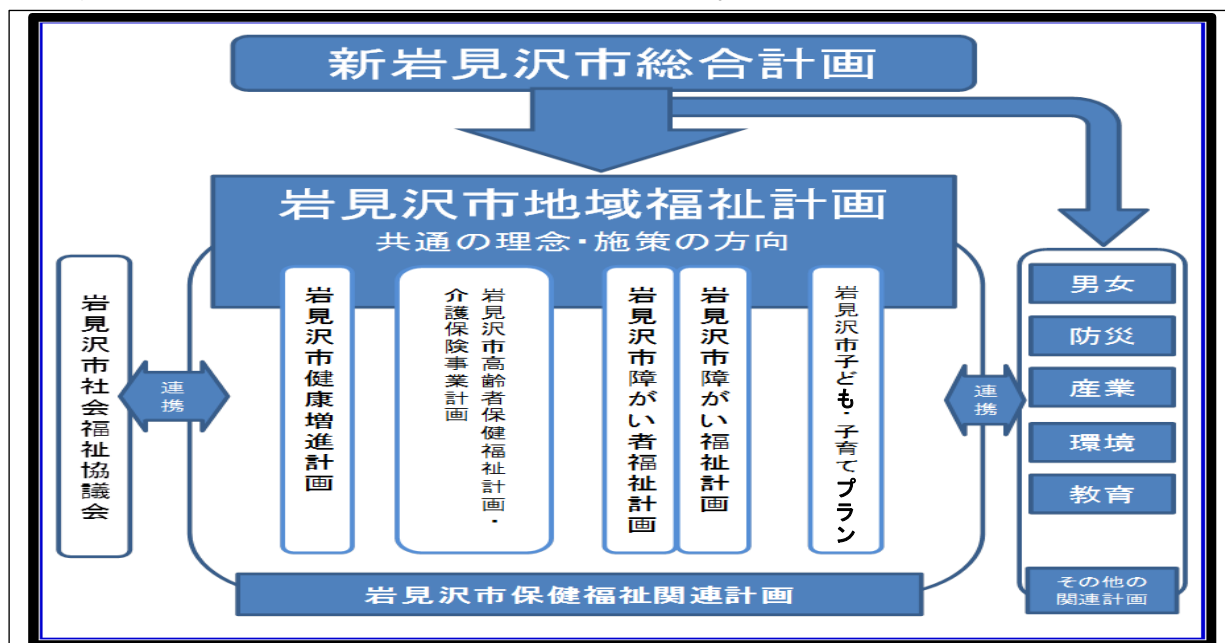
2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の規定に基づく高齢者保健福祉計画（法定の用語は「市町村老人福祉計画」）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第177条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」とを包含した行政計画です。

高齢者保健福祉計画は、高齢者福祉サービスの提供、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進など、基本的な高齢者施策分野の目標を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画です。

介護保険事業計画は、要介護・要支援者等の人数を踏まえ、必要とされるサービスの見込量、介護サービス基盤の整備目標、各種事業の円滑な実施等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する方策を盛り込んだ計画です。

本計画は、本市のまちづくりの基本となる「新岩見沢市総合計画」における地域福祉分野の施策を具体化した「岩見沢市地域福祉計画」（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画）の保健福祉関連分野の各種計画の一つとして、国の方針や北海道の高齢者支援計画、関連する本市の個別計画等と整合を図りながら策定します。



〔根拠法令抜粋〕

老人福祉法

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

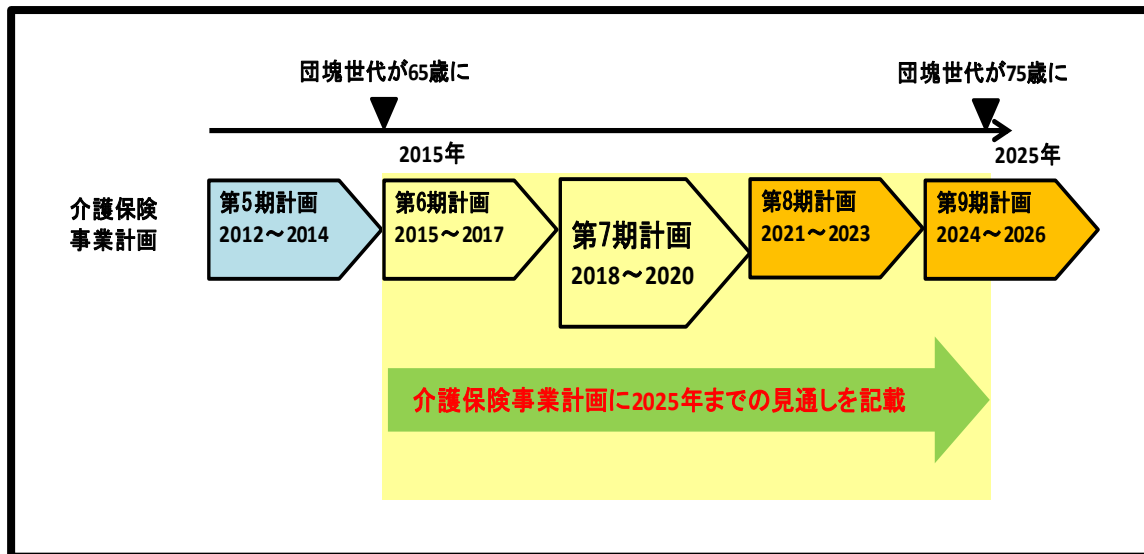
※市町村老人保健計画

従来、高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画と「老人保健法」に基づく市町村老人保健計画を一体的に策定した計画として位置づけられてきましたが、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」として全面改正されたことに伴い、平成20年度以降、市町村老人保健計画としての法的根拠を失うこととなりましたが、本市では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには、福祉・医療・保健分野の連携による総合的な取り組みが必要と考え、本計画の名称は従来どおり、「保健」を含む高齢者保健福祉計画として策定しています。

3 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成32年度を最終年度とする3か年計画です。また、団塊世代すべてが75歳以上の後期高齢者に達する平成37（2025）年を見据え、第6期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承した施策の展開を図ります。

計画の最終年度である平成32年度には、第7期計画の取組み状況について点検し、必要な見直しを行い、平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までを期間とする第8期計画を策定します。



4 計画の策定及び進行管理の体制

この計画の策定及び進行管理にあたっては、学識経験者や保健・医療・福祉関係団体代表者、公募による市民の代表者等からなる「岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、幅広い意見を聞きながら行います。

本計画に関するご意見を、広く市民の皆さまからいただくため、計画素案に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施します。